



日本郵船グループ
サプライヤー行動規範
NYK Group Supplier Code of Conduct

目次

社長メッセージ	03
対象・運用	04
取り組み状況の確認・報告と改善計画	05
サプライヤー行動規範	06
1. 法令遵守・国際規範の尊重	07
2. 人権・労働	08
3. 安全衛生	10
4. 環境	11
5. 公正取引・倫理	12
6. 製品・サービスの安全性・品質	13
7. 情報セキュリティ	13
8. 事業継続計画	14
9. 地域社会への貢献	14
懸念事項の連絡先・参考資料	15

社長メッセージ

日本郵船グループは、“Bringing value to life.”を企業理念に掲げ、その実現のために社員が共通して持つべき価値観（バリュー）である「誠意・創意・熱意」の実践により企業価値の向上と社会価値の創出を目指しています。

近年、グローバル化した市場経済の成長の影で、限りある天然資源の枯渇や水不足、温暖化などの環境問題が顕在化し、地球の持続可能性への危機感が高まっています。また、ビジネスの拡大により影響力を増した企業のバリューチェーン上では、労働災害や人権問題等の社会問題が発生、深刻化しています。このような個社では解決が難しい問題が山積する中で、当社グループは事業を展開する上で製品やサービスを提供いただいているすべてのサプライヤーの皆さまとともに、各国の法令・規制の遵守はもとより、労働、人権、環境などに関する社会要請に対する取り組みを確実に進めることが、持続可能な社会の実現に繋がると考えています。

ビジネスの遂行に伴い発生するさまざまなサステナビリティ課題について相互に理解し、社会や自然環境に配慮した、より良い調達活動を推進するため、当社グループが関わるすべてのサプライヤーの皆さまとともに目指す基準を示す「サプライヤー行動規範」（以下「本行動規範」）を策定しました。

本行動規範は、当社グループが関わるバリューチェーン全体における人権・環境デュー・ディリジェンスに真摯に取り組むことを広く社会に約束するものです。サプライヤーの皆さまにおかれましては、本行動規範の内容についてご理解の上で、持続可能な社会の実現に向けて、ともに取り組んでいただけるようお願いいたします。

代表取締役社長
曾我 貴也



対象・運用



対 象

日本郵船グループに製品・サービスの提供を行うすべてのサプライヤーの皆さま



運 用

日本郵船グループは、サプライヤーの皆さまとの新規取引・取引継続の際には、本行動規範の支持、達成に向けた取り組み状況を判断基準の一つとします。

サプライヤーの皆さまには、以下の事項への対応を求めます。

- 本行動規範を支持し、達成に向けた取り組みを進めること。
- 取り組みにあたって継続的な改善が実現できるよう、適切なマネジメント体制の構築、および従事する役員・労働者・委託先に対して本行動規範並びに関連規定を周知すること。製品・サービスの提供を協力業者に委託している場合には、協力業者に対して本行動規範を周知し、支持、達成に向けた取り組みを進めていることを確認すること。
- 本行動規範と国際基準・原則および各国法令・規制等の間に矛盾がある場合には、より厳しい基準を最大限に尊重すること。

取り組み状況の確認・報告と改善計画



取り組み状況の確認

日本郵船グループは、サプライヤーの皆さまの本行動規範への取り組み状況が確認できるよう、必要に応じてアンケートの実施や、当社グループまたは第三者による監査（生産・居住・食堂・廃棄処理施設等を含む関連施設への立ち入り、関連資料・記録の閲覧、その施設内で働く正規・非正規労働者を含む労働者へのコンタクト等）の受け入れをお願いする可能性があります。この一連の確認作業の対象には、サプライヤーさまの委託先も含まれます。



報告と改善計画

日本郵船グループは、サプライヤーの皆さまによる取り組みの中で、本行動規範で定める基準に照らして改善されるべき課題が確認された時点で、当社グループへ報告することをお願いします。

サプライヤーの皆さまによる取り組みや当社グループによる取り組み状況の確認により特定された課題に対しては、当該サプライヤーさまには改善計画を作成・実施し、その進捗状況および結果を随時当社グループにご報告いただきます。当社グループは必要に応じて当該サプライヤーさまに対して、改善計画作成・実施のための支援を行います。

重大な課題を報告されない場合や、特定された課題に対して改善計画が全く実行されない場合、上記の継続的な支援を行っても改善が見られない場合には、当社グループは当該サプライヤーさまと協議の上で、取引内容の見直しを含めた必要な対応を検討することがあります。

サプライヤー行動規範

1. 法令遵守・国際規範の尊重	07
2. 人権・労働	08
3. 安全衛生	10
4. 環境	11
5. 公正取引・倫理	12
6. 製品・サービスの安全性・品質	13
7. 情報セキュリティ	13
8. 事業継続計画	14
9. 地域社会への貢献	14

1. 法令遵守・国際規範の尊重

● 法令遵守

- (1) 事業活動を行う各国・地域の法令および規制を遵守する。
- (2) 責任ある企業行動とコンプライアンスを徹底するための方針やマネジメント体制、通報制度、教育などの仕組みを整備する。

● 国際規範の尊重

世界人権宣言、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」などの国際規範を支持・尊重する。



2. 人権・労働

● 差別の禁止とダイバーシティ & インクルージョン (D&I) の推進

人権を尊重し、賃金、昇進、報酬、退職等のあらゆる雇用実務において、人種、信条、宗教、性別、性的指向・性自認、国籍、年齢、出身、心身の障害、病気、社会的身分等の事由のいかんを問わず差別を行わず、労働者による差別的な行動を容認しない。

● 各国・地域の文化等の尊重

事業活動を行う国や地域の伝統や慣習、特に労働者の宗教的な伝統や慣習を尊重する。

● 強制労働の撤廃

- (1) 強制労働、債務労働、奴隷労働、搾取的囚人労働または人身売買を通じた労働など、処罰の脅威の下に強要された、または本人の意に反する労働は一切行わせない。
- (2) 雇用者は、採用時や雇用過程において、パスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しや雇用に関する手数料や預り金の支払いを義務付けるなど、労働者の離職および移動の自由の権利を侵害する行為は行わない。

● 児童労働の撤廃

- (1) 児童労働の排除に関する国際条約および現地法令に従い、最低就業年齢に満たない児童を労働に従事させない。
- (2) 18歳未満の労働者を夜勤や残業を含む、健康、安全、道徳を損なうおそれのある業務またはそのようなおそれのある状況下で行われる業務に従事させない。

● 適切な労働時間の管理

- (1) 労働者の労働時間を適正に把握するため、各労働者の労働日ごとの出退勤の時刻を確認し記録できる管理体制を構築する。

- (2) 事業活動を行う国や地域の法定労働時間を厳守し、適用法や規制および関連する労働協約によって許可されていない限り、原則として一週間の労働時間は48時間を超えてはいけない。
- (3) 適用法や規制および関連する労働協約によって許可されていない限り、原則として一週間に最低24時間連続する休日および現地法令に定められた年次有給休暇を付与する。



2. 人権・労働

● 賃金

- (1) 現地法令に基づいて労働者と雇用契約を締結する。
- (2) 賃金は現地法令が定める最低賃金以上、かつ労働者とその家族が、彼らの経済圏において、基本的なニーズを満たせるに十分な賃金（生活賃金）を支払う。
- (3) 賃金支払い時には、明瞭な給与明細書を提供する。超過勤務に対しては現地法令が定めた割増率による割増賃金を支払う。
- (4) 懲戒処分としての賃金からの控除は認められない。

● 非人道的な扱いの禁止

身体的、精神的な虐待、性的嫌がらせ、暴言による非人道的な待遇など、労働者の不適切な行動を容認せず、個人の尊厳が尊重される、安全で健康的、または職場環境を提供する。

● 結社の自由と団体交渉権の尊重

- (1) 労働者が自由に結社し、労働組合に加入し、抗議行動を行い、団体交渉できる権利を認め、尊重する。

- (2) 労働者および彼らの代表者が、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく、労働条件や経営慣行について、経営陣と自発的に協議や交渉が行えるようにする。

● 外国人や移住労働者の尊重

- (1) 外国人および移住労働者を違法に雇用しない。
- (2) 外国人および移住労働者を公正に扱い、透明性の高い雇用条件や適正な労働条件、生活条件を提供する。その際に外国人および移住労働者に対して、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しや雇用に関する手数料や預り金の支払いなどを要求しない。

● 人権侵害への関与の回避

自社の意思決定や事業活動が、第三者による人権侵害に関与しないよう十分に配慮する。



3. 安全衛生

● 労働災害・事故への対応

関連法令によって定められた必要な安全施策を通じて、労働災害や事故を未然に防ぐ対策を講じる。

● 緊急時対応

災害や事故などの緊急事態発生に備え、事前に緊急事態対策を講じ、また職場内に周知徹底する。

● 安全かつ衛生的な職場・労働環境の確保

- (1) 関連法令を遵守して労働者の安全衛生が配慮された適切な建物を設計・建設するとともに、建物の定期的な点検を実施して、その安全性を確保する。
- (2) 労働者に対して清潔なトイレ施設、安全な飲料水、休憩場所など、衛生的で快適な環境を整える。また、社員寮などの居住施設を提供している場合、これらの施設についても同等の基準を適用する。

- (3) 適切な健康管理により、労働者の健康状態の把握、職業性疾病の予防と早期発見に努める。また、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調を未然に防ぐよう対策を講じる。

● コミュニケーションの推進

労働災害や事故の防止および緊急事態に対応できるよう、労働者の母国語または理解できる言語で、職場での安全衛生情報と訓練や教育を提供する。



4. 環境

● 地球環境の保全

省資源、省エネルギー、廃棄物削減、リサイクル、温室効果ガスの削減、環境負荷物質の削減、水資源管理、森林保全等に取り組み、気候変動対策、海洋環境・生物多様性保全、大気汚染防止等、あらゆる環境課題への対策を講じる。

● 温室効果ガスの削減※

- (1) 科学的根拠に基づく温室効果ガスの排出削減目標を設定し、自社の事業活動およびサプライチェーン全体の中で削減に向けて積極的に取り組むことで、気候変動による影響を低減させる。
- (2) 可能な限り一次データを使用することで正確な排出量を把握することに努め、排出量を共有できる体制の構築に取り組む。
- (3) 購入資材やサービスの排出量削減、および排出量削減（エネルギー効率の向上）に寄与する提案を積極的に行い、サプライチェーン全体でのネット・ゼロに貢献する。

※当社グループは2050年度までにスコープ3も含めた温室効果ガス総排出量ネット・ゼロを脱炭素目標として掲げています。

● 生物多様性保全

事業が生態系に与える直接的・間接的影響について検討を行い、生物多様性の保全に取り組む。

● 汚染や健康被害の抑制

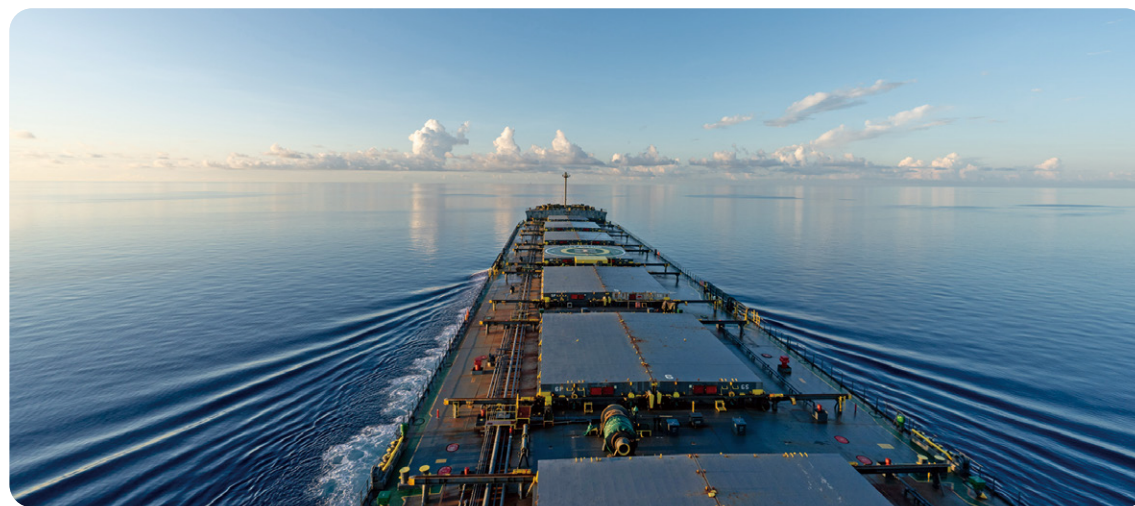
事業活動を行う地域の人々の健康と生活環境に負の影響を与える排水、排気、廃棄物、騒音、悪臭、振動、光などは、現地法令に従い適正に抑制および管理する。

● 化学物質の管理

製造工程において法令等で指定された化学物質を取り扱う場合は、適正に管理を行う。

● 環境マネジメントシステムの構築

環境関連の法令や規制を遵守するだけでなく、自主的に環境マネジメントシステムを構築・運用し、継続的改善を図りながら、環境保全活動を推進する。



5. 公正取引・倫理

● 公正な取引

- (1) 関係各国の競争法・独占禁止法を遵守し、私的独占、カルテル等の不当な取引制限、不公正な取引方法等の自由競争を阻害する行為は行わない。
- (2) 協力会社との取引において、優越的地位の濫用行為は行わない。
- (3) 役員または労働者の個人的利益と企業の利益が対立する状況において、役員または労働者が企業の利益を損ね、個人的利益を享受すること（利益相反行為）がないよう対策を講じる。

● 汚職・贈収賄などの防止

- (1) 不適切な利益や不当な優遇措置の取得や維持の目的のため、顧客、仕入先、その他の取引関係者に対して、接待・贈答や便益の授受や供与を行わない。
- (2) 事業活動を行う各国・地域の政治家および公務員と透明かつ公正な関係を保ち、各国の賄賂禁止条項を遵守し、贈賄・違法な献金などを行わない。

● 不正行為の予防と早期発見

不正行為を予防・発見するための体制を構築し、通報者のプライバシーを保護するとともに、不正行為の改善に向けて迅速かつ適切に対処する。

● 情報の開示と透明性の確保

法令等に基づく適時・適切な情報開示を行うとともに、ステークホルダーに有用な情報を提供するなど、透明性を確保する。

● 知的財産の尊重

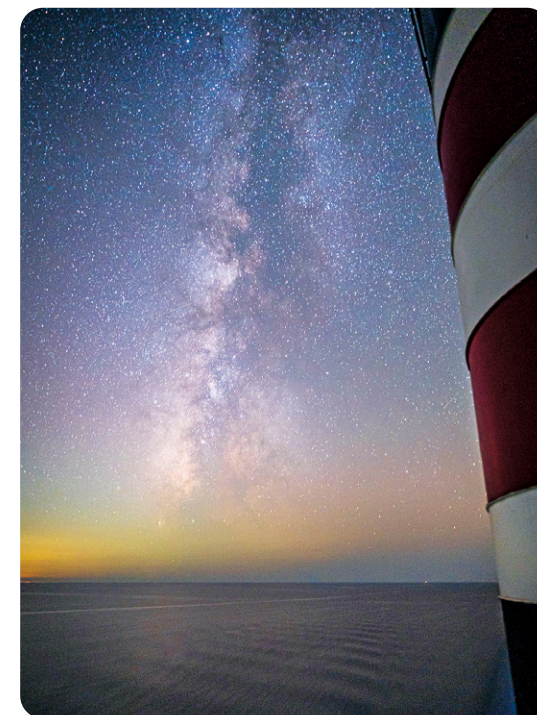
ソフトウェア、プログラムの不正取得や不正使用等の他人の知的財産権を侵害する行為は行わない。

● 反社会的勢力の排除

- (1) 反社会的勢力またはそれと疑われる者からの不当な要求に対しては、断固として拒否し、一切の関係を持たない。
- (2) テロ行為、マネーロンダリング等の犯罪には一切関与しない。また、利用されることのないように留意する。

● 紛争鉱物

採掘における人権リスクや、武装勢力の資金源となるリスクのある紛争鉱物（金・スズ・タンタル・タングステン・コバルト・マイカ等）の使用を防止する。



6. 製品・サービスの安全性・品質

● 安全性の追求

基本に忠実、かつ継続的な安全活動を遂行し、安全の確保を徹底するよう、適切な措置を講じる。

● 品質管理

製品・サービスの安全性や品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、適切な管理体制を構築し、自らの品質基準を遵守する。



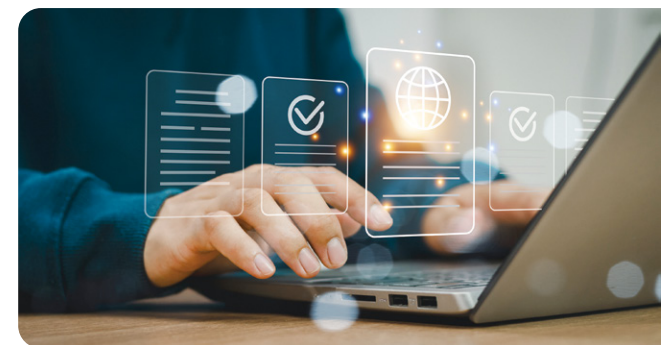
7. 情報セキュリティ

● 情報管理の徹底

- (1) 業務上知り得た会社の秘密情報は漏洩、流出がないよう厳重に管理し、業務以外の目的に使用しない。また、委託先にも同様の機密保持義務を課す。
- (2) 役員および労働者等は退職後といえども、会社の秘密情報を漏洩、使用しない。
- (3) 個人情報の取り扱いには特に留意し、各国の情報保護法を遵守し、社外への持ち出し、漏洩、流出がないよう厳重に注意する。

● 情報システムの機密性・完全性・可用性の保護

- (1) 情報セキュリティの三要素（機密性・完全性・可用性）の確保および維持に関する法令を遵守する。
- (2) 情報システムセキュリティを経営の責任として認識し、適切な情報システムセキュリティ対策を実行する。
- (3) 情報システムセキュリティ対策の実行に必要な情報テクノロジーの導入、更新および改善を行う。
- (4) 役員および労働者等に対し、情報システムセキュリティに関する法令、社会の動



向、最新技術等に関する教育および啓発を継続的に実施する。

- (5) 情報システムセキュリティ管理体制および情報システムにつき、随時評価を行い、技術の進歩、業務環境、社会の変化や法令改正を反映した情報システムセキュリティを維持する。

8. 事業継続計画

● 事業継続計画

サプライチェーンを支える社会的役割を継続して果たすことを目的に、自然災害（地震や洪水など）や感染症リスクなどを想定した事業継続計画（BCP）を策定する。

9. 地域社会への貢献

● 地域社会への貢献

事業活動による地域社会や人々への健康に与える負の影響を最小化するとともに、それぞれの地域が抱える課題の解決に向けて協力して取り組み、地域社会の発展に貢献する。

● 先住民族の権利の尊重

先住民族の土地の権利、文化、慣習、宗教を尊重し、事業活動を行う。先住民の伝統的知識や遺伝資源の権利を尊重し、利益を一方的に搾取するような行為を行わない。



懸念事項の連絡先・参考資料



懸念事項の連絡先

- (1) サプライヤーの皆さまには、内部通報窓口を設置または維持し、通報者や相談者に対して不利益な取り扱いが行われないようお願いするとともに、同窓口を通して通報または相談された事項について適切な対応をお願いいたします。
- (2) お取引先さま、またはその従業員や地域コミュニティなどステークホルダーの皆さまにおかれましては、本行動規範に定める事項に関連する懸念があった場合、当社グループの事業担当者またはホットライン
[<https://www.safecall.co.uk/clients/nyk-3rd-party-supply-chain/>](https://www.safecall.co.uk/clients/nyk-3rd-party-supply-chain/) まで相談、通報をお願いいたします。



参考資料

本行動規範は以下の資料を参照し、日本郵船グループの価値観に基づき策定されました。

- 日本郵船グループ人権方針 [🔗](#)
- 日本郵船グループ環境方針 [🔗](#)
- 日本郵船株式会社行動規準 [🔗](#)
- 世界人権宣言 [🔗](#)
- 国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」 [🔗](#)
- 市民のおよび政治的権利に関する国際規約 [🔗](#)
- 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 [🔗](#)
- 国際労働機関 (ILO)「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、「賃金や労働時間など労働者の人権に関する条約」 [🔗](#)
- 先住民族の権利に関する国際連合宣言 [🔗](#)
- 経済協力開発機構 (OECD)「多国籍企業の行動指針」 [🔗](#)
- 国連グローバル・コンパクトの10原則 [🔗](#)
- レスポンシブル・ビジネス・アライアンス (RBA) 行動規範 [🔗](#)
- 倫理的取引イニシアチブ (ETI) ベースコード [🔗](#)



2025年1月制定

〒100-0005
東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
03-3284-5151（代表）
<https://www.nyk.com/>